

回 (年 度)	問 題
第76回 (8年)	問1 (30点) 次の(1)及び(2)の問に答えなさい。 (1) 消費税の納税義務に関して、次のイ～ニに掲げる取引等に起因して、消費税法第9条第1項以外の規定により、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されないこととなる期間又は課税期間の生じることがある場合には、その免除されないこととなる期間又は課税期間について簡潔に述べなさい。 イ 新たに内国法人を設立した場合又は外国法人が国内で事業を開始した場合 ロ 法人が設立2期目に設備投資を行い、税抜価格150万円の機械装置を購入した場合 ハ 法人が設立10期目に設備投資を行い、税抜価格1,500万円の機械装置を購入した場合 ニ 飲食店の事業主（適格請求書発行事業者の登録を受けている。）であった親が死亡して、給与所得者であった子が相続によりその事業を承継した場合 (注1) 「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(同法第19条第1項に規定する届出書)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(同法第37条第1項に規定する届出書)は提出していないこととする。また、特に断りのない限り、特定プラットフォーム事業者の指定及び適格請求書発行事業者の登録は受けていないこととする。 (注2) 消費税法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》、同法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》及び同法第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》について触れる必要はない。また、消費税法の各規定に定義された用語の意義及び消費税法施行令の内容についても触れる必要はない。 (2) 課税資産の譲渡等、特定課税仕入れ及び外国貨物の保税地域からの引取りについて、消費税の納税義務者及び納税義務が成立する時期を、それぞれ簡潔に述べなさい。

回 (年 度)	問 題
第76回 (8年)	問2 (20点) 消費税法に関する次の(1)～(4)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を法令に沿って説明しなさい。なお、いずれも国内において行われた取引とする。 (1) 機械製造業を営む内国法人A社は、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間中に、単価1万5千円(税抜価格)の製品を卸売業者である甲社(課税事業者)に該当する。)に対して500個販売し、売上代金の請求に際しては、甲社からの申し出もあり適格請求書を交付した。後日、納品した製品に不具合があったとの理由で、甲社から製品10個が返品され、売上代金を返金することとなったが、返品を受けた際、甲社から特段の申し出もなかったため適格返還請求書は交付しなかった。 (2) 平成24年10月1日に設立されたB社は、ブランド品等の買取・販売業を営む9月決算の内国法人であり、設立以来、令和6年9月期の課税期間(令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間)まで課税事業者として該当しているが、適格請求書発行事業者の登録を受けていない。 B社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの課税期間における課税売上高は1,340万円、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間における課税売上高は950万円、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間における課税売上高及び給与支払額は、いずれも1,000万円以下である。 B社は、令和6年7月31日に設立後初めて「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出し、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間については簡易課税制度を適用して消費税の確定申告を行い、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は免税事業者として、消費税の確定申告は行わなかった。 B社は、令和6年8月14日及び同年9月3日に国内の事業者から金地金をそれぞれ88万円及び143万円で購入している。 なお、B社は「消費税課税事業者選択届出書」(同法第9条第4項に規定する届出書)を提出したことはない。また、合併、分割等は行っておらず、高額特定資産は購入していない。

回 (年 度)	問 題
第76回 (8 年)	(3) C社はゲームアプリの開発及び配信を行う12月決算の外国法人（課税事業者に該当し、日本国内に支店等は有していない。）である。 C社は、消費税法第15条の2の規定により国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してアプリの配信を行い、当該特定プラットフォーム事業者を介して利用者からアプリの利用料を収受しており、当該アプリの配信は、規約に同意すれば誰でも利用可能なものである。 C社は、日本国内に居住している利用者に対する当該アプリの配信について、C社が国内において行う課税資産の譲渡等に該当するとして、令和8年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税の確定申告を行った。 (4) D社は贈答品などを扱う小売業を営む内国法人であり、適格請求書発行事業者の登録を受けているが、これ以外には消費税に関する申請書や届出書を提出したことによる許可、承認又は指定は受けていない。 今般、D社経営の店舗に、日本に派遣されているX国大使館の大使が来店し、外交用に必要なものとして贈答品を購入したいと申し出があり、法令に定める証明書の提示及び必要事項が記載された書類の提出を受けたため、当該贈答品の譲渡について免税販売を行った。 なお、D社は当該提出を受けた書類を法令に沿って適正に保存している。また、X国においても、X国に派遣されている日本の大使等が行う同様の購入に対して、取引金額等に制限なくX国の付加価値税が免除されている。 (50点) (答案用紙：5枚)